令和２年　第１回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開　会　　令和２年５月１５日（金）

閉　会　　令和２年５月１５日（金）

仁　木　町　議　会

令和２年第１回仁木町議会臨時会議事日程

◆日　　時　　令和２年５月１５日（金曜日）午前１０時３０分　開会
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議会運営委員会委員長報告
日程第３　会期の決定
日程第４　諸般の報告
日程第５　行政報告
日程第６　承認第１号　専決処分事項の承認について
　　令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）
日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認について
　　令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）
日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認について
　　令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）
日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認について
　　令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）
日程第10　承認第５号　専決処分事項の承認について
　　仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）
日程第11　承認第６号　専決処分事項の承認について
　　令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）
日程第12　承認第７号　専決処分事項の承認について
　　仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　（専決第２号）
日程第13　議案第１号　令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）
日程第14　議案第２号　令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第15　議案第３号　令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和２年第１回仁木町議会臨時会会議録

開　会　　令和　２年　５月１５日（金）　　午前１０時３０分
閉　会　　令和　２年　５月１５日（金）　　午後　１時５７分

議　　長　　横　関　一　雄　　副　議　長　　宮　本　幹　夫

出席議員（９名）

１　番	麿　　直　之	２　番	木　村　章　生	３　番	門　脇　吉　春
４　番	佐　藤　秀　教	５　番	嶋　田　　茂	６　番	野　崎　明　廣
７　番	上　村　智恵子	８　番	宮　本　幹　夫	９　番	横　関　一　雄

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町　　長	佐　藤　聖一郎	ほけん課参事	浜　野　公　子
副　町　長	林　　幸　治	産　業　課　長	菊　地　健　文
教　育　長	岩　井　秋　男	産業課参事	嶋　井　康　夫
総　務　課　長	岩　佐　弘　樹	建　設　課　長	可　児　卓　倫
財　政　課　長	鹿　内　力　三	教　育　次　長	奈　良　充　雄
企　画　課　長	新　見　　信	農業委員会事務局長	渡　辺　和　之
住　民　課　長	和　田　秀　文	選挙管理委員会書記長	（岩　佐　弘　樹）
ほけん課長	渡　辺　吉　洋		

議会事務局職員出席者

事　務　局　長	浜　野　　崇
総務議事係長	佐　藤　祐　亮

開　会　　午前１０時３０分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、９名です。

定足数に達していますので、只今から、令和２年第１回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、１番・麿議員及び２番・木村議員を指名します。

日程第２　議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第２『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、５月15日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認７件、議案３件の合計10件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第３までは、これまでと同様に進めます。日程第４から第５は、その他事項(2)で決定のとおり進めます。日程第６から第９及び第11の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10及び第12の専決処分・条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第15の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、５月15日金曜日。会期は、開会が５月15日。閉会が５月15日の１日限りといたします。

次に、その他の事項でございます。(1)議場質問席の移動についてでございます。議会活性化特別委員会での協議結果のとおり、質問席を中央に移動します。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、当面の間の議会運営を次のとおりといたします。内容は、記載のとおりであります。なお、本決定事項は、新型コロナウイルス感染症防止対策のための、緊急的な対応ということで、終息までの時限的措置であります。

続いて、(3)当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第３　会期の決定

○議長（横関一雄）日程第３『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、５月15日の1日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日５月15日の１日限りとすることに決定しました。

日程第４　諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第４『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほど、ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第５　行政報告

○議長（横関一雄）日程第５『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほど、ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第６　承認第１号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）

○議長（横関一雄）日程第６、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第１号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和２年第１回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご多用に関わらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。また本議会運営に対しましても今般の新型コロナウイルス感染防止策としてご配慮賜り、感謝申し上げます。各議案につきましては簡略に説明させていただき、冒頭の行政報告につきましても配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは承認第１号の提案説明をさせていただきます。

承認第１号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年３月31日、仁木町長佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億7497万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6969万3000円とする。第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第２条、地方債の変更は、第２表　地方債補正による。令和２年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第１号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和２年３月31日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．町税から２ページの22款．町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計１億7497万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を36億6969万3000円とするものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から５ページの14款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計１億7497万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を36億6969万3000円とするものでございます。

６ページをお開き願います。第２表　地方債補正１．変更でございます。農業競争力強化基盤整備事業につきまして、借入限度額を1930万円から510万円減額し1420万円に変更するものでございます。

下段、７ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

８ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金は3290万8000円の減、地方債は510万円の減、その他財源は2381万5000円の減、一般財源は１億1315万1000円の減となっています。

９ページをお開き願います。歳入でございます。１款．町税、１項．町民税につきましては、歳入見込みにより284万5000円の追加でございます。２項．固定資産税につきましても、収入見込みにより45万2000円の追加でございます。３項．軽自動車税につきましては、収入見込みにより36万9000円の減額でございます。４項．市町村たばこ税につきましては、額の確定により10万6000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。２款．地方譲与税、１項．地方揮発油譲与税につきましては、額の確定に

より124万6000円の減額、２項．自動車重量譲与税につきましては、額の確定により158万8000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。３款．１項．利子割交付金につきましては、額の確定により17万5000円の減額でございます。

下段、13ページをご覧願います。４款．１項．配当割交付金につきましては、額の確定により４万5000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。５款．１項．株式等譲渡所得割交付金につきましては、額の確定により１万1000円の減額でございます。

下段、15ページをご覧願います。６款．１項．地方消費税交付金につきましては、額の確定により279万1000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。７款．１項．ゴルフ場利用税交付金につきましては、額の確定により21万円の追加でございます。

下段、17ページをご覧願います。８款．１項．自動車取得税交付金につきましては、額の確定により44万7000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。９款．１項．環境性能割交付金につきましては、額の確定により177万7000円の減額でございます。

下段、19ページをご覧願います。10款．地方特例交付金、２項．子ども手当支援臨時交付金につきましては、額の確定により83万2000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。11款．１項．地方交付税につきましては、特別交付税562万3000円の減額でございます。

下段、21ページをご覧願います。13款．分担金及び負担金、１項．負担金につきましては、収入実績により12万1000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。14款．使用料及び手数料、１項．使用料につきましては、それぞれの使用実績の増減により152万4000円の追加でございます。

下段、23ページをご覧願います。２項．手数料につきましては、それぞれの収入実績の増減により23万5000円の追加でございます。

25ページをお開き願います。15款．国庫支出金、１項．国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金の実績、額の確定などにより813万3000円の減額でございます。２項．国庫補助金につきましては、それぞれ実績により923万9000円の減額でございます。

26ページをお開き願います。３項．委託金につきましては、各事業の実績に伴い19万5000円の追加でございます。

下段、27ページをご覧願います。16款．道支出金、１項．道負担金につきましては、それぞれ実績、額の確定により466万4000円の減額でございます。２項．道補助金につきましては、額の確定により1129万8000円の減額でございます。なお29ページ、５目．教育費道補助金につきましては、目を新設し、社会参加促進事業補助金９万1000円の追加でございます。３項．道委託金につきましては、交付実績の増減により23万1000円の追加でございます。

31ページをお開き願います。17款．財産収入、１項．財産運用収入につきましては、土地建物貸付収入

の実績により127万8000円の減額でございます。２項．財産売払収入につきましては、２万1000円の追加でございます。

32ページをお開き願います。18款．１項．寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税寄附、合わせて72万3000円の減額でございます。

下段、33ページをご覧願います。19款．繰入金、１項．基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金、ふるさと振興基金繰入金、合わせて１億1328万4000円の減額でございます。財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のための減額、ふるさと振興基金繰入金につきましては、仁木町まち・ひと・しごと総合戦略などの地域振興事業の実績額に合わせて繰入額を減額するものです。

34ページをお開き願います。21款．諸収入、１項．延滞金加算金及び過料につきましては８万1000円の追加でございます。加算金と過料につきましては、収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃目としております。町預金利子につきましても、一時運用の利子がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の実績により２万1000円の減額でございます。４項．受託事業収入につきましても、収入実績に伴い112万6000円の減額でございます。５項．雑入につきましては、それぞれの収入見込み又は額の確定による増減により1538万4000円を減額するものでございます。滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息は収入がなかったため廃目とし、38ページ、７目．過年度収入を新設し、８万5000円を追加しております。

下段、39ページをご覧願います。22款．１項．町債につきましては、仁木頭首工などの水利施設整備事業の事業費確定に伴い510万円の減額でございます。

41ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．議会費につきましては、議会運営経費などに係る執行残で59万4000円の減額でございます。

44ページをお開き願います。２款．総務費、１項．総務管理費につきましては458万2000円の減額でございます。１目．一般管理費から、49ページ５目．企画費まではすべて執行残、51ページ、８目．ふるさとづくり事業費は811万5000円の追加で、一般寄附とふるさと納税寄附をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

52ページをお開き願います。２項．徴税費につきましては執行残で84万8000円の減額でございます。３項．戸籍住民登録費につきましては、執行残で186万9000円の減額でございます。

下段、53ページをご覧願います。４項．選挙費につきましては、財源内訳の変更でございます。５項．統計調査費につきましては、執行残で26万7000円の減額、及び財源内訳の変更でございます。

54ページをお開き願います。６項．監査委員費につきましては、執行残で9000円の減額でございます。

下段、55ページをご覧願います。３款．民生費、１項．社会福祉費につきましては、1719万3000円の減額でございます。１目．社会福祉総務費から、61ページ５目．国民年金事務費まではすべて執行残で、６目．後期高齢者医療費は執行残と62ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金の追加でございます。２項．児童福祉費につきましては786万円の減額でございます。１目．児童福祉総務費から２目．乳幼児等医療費は、すべて執行残でございます。

64ページ、３目．母子福祉費は執行残と65ページ償還金利子及び割引料は返還金の追加でございます。４目．保育所費、執行残でございます。災害救助費につきましては、執行がありませんでしたので８万円を減額し廃項としております。

66ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費につきましては、2090万1000円の減額でございます。１目．保健衛生総務費は執行残と国民健康保険事業特別会計への繰出金の減、２目．老人保健推進費から、67ページ、４目．環境衛生費まではすべて執行残、69ページ、５目．上水道費は簡易水道事業特別会計への繰出金の減でございます。

70ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費につきましては2315万7000円の減額でございます。１目．農業委員会費と２目．農業総務費は、財源内訳の変更、３目．農業振興費から、75ページ、７目．農用地再編開発事業費まではすべて執行残でございます。２項．林業費につきましては、すべて執行残で、110万円の減額でございます。

77ページをお開き願います。７款．１項．商工費につきましては、すべて執行残で2552万9000円の減額でございます。

80ページをお開き願います。８款．土木費、１項．土木管理費につきましては、43万9000円の減額でございます。１目．土木総務費は、すべて執行残で、２目．土木機械管理費は、財源内訳の変更でございます。２項．道路橋りょう費につきましては、すべて執行残で4966万6000円の減額でございます。除雪対策経費の減が主なものでございます。行政報告10ページに降雪量や、除雪業務の詳細についてご報告させていただいております。

82ページをお開き願います。３項．河川費につきましては、すべて執行残で510万1000円の減額でございます。

下段、83ページをご覧願います。４項．住宅費につきましては、すべて執行残で137万2000円の減額でございます。

85ページをお開き願います。９款．１項．消防費につきましては、すべて執行残で134万2000円の減額でございます。

87ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費につきましては、すべて執行残で220万5000円の減額でございます。

88ページをお開き願います。２項．小学校費につきましては、すべて執行残で298万4000円の減額でございます。

90ページをお開き願います。３項．中学校費につきましては、すべて執行残で327万円の減額でございます。

93ページをお開き願います。４項．社会教育費につきましては、すべて執行残で37万5000円の減額でございます。

94ページをお開き願います。５項．保健体育費につきましては、すべて執行残で123万5000円の減額でございます。

97ページをお開き願います。12款．１項．公債費につきましては104万5000円の減額でございます。１目．元金は財源内訳の変更、２目．利子は長期債償還利子が執行残、一時借入金利子は借入がなかったことによる減でございます。

98ページをお開き願います。13款．諸支出金、１項．基金費につきましては、土地開発基金費の積み立てで1000円の追加でございます。

下段、99ページをご覧願います。14款．１項．予備費につきましては、執行残で195万2000円の減額でご

ざいます。101ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。なお、予め申し上げますが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、質疑は１人３回までとさせていただきます。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは１点だけ質問させていただきます。

予算書の79ページの７款．商工費、プレミアム付商品券、この事業についてちょっと質問させていただきますが、この事業につきましてはご承知のとおり、国の事業として、消費税率10％の引き上げに伴って、所得の少ない方や、子育て世帯に対して、税率の引き上げ後に、直後に生じる負担増を緩和し、消費を下支えするという目的で行われたもので、全国の市区町村が発行・販売したというものでありますけれども、今回、商品券換金原資、負担金の執行残として1594万3000円が減額されておりますけれども、本町においてこれを実施した販売実績について伺いたいと思うんですが、これは商品券につきましては、余市町の店舗でも使用できるということでありましたので、できれば仁木町・余市町それぞれどの程度消費されたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の質問にお答えしたいと思います。

まず、プレミアム商品券、仁木町内で、対象になられた方が、こちらの押さえで1007人いらっしゃいました。そのうちですね、この商品券を使うという申請をされた方が642名いらっしゃいます。パーセンテージでいくと、約64％の方が利用しているということになります。それで、使用の実績なんですけれども、5000円で１冊というような形でお出ししているのですが、それでいきますと1851冊出ております。実際に使われている内訳としましては、仁木町内の施設９店舗で、それぞればらした500円券として使われている分として2000枚。約100万円分が仁木町内で消費されております。あと、余市町の方の大型量販店等も今回一緒に使えるということで、そちらの方は13店舗ありまして、そちらの方がですね、500円券で１万6464枚。823万2000円が余市町の方で消費されているということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）仁木町の方は、店舗も少ないということで、圧倒的に余市町で使われたということでありますけれども、この事業につきましては、当初予算2517万5000円ということで、当初予算計上されておりまして、実際約1600万円ほど減額されたということで、実際これを使われた金額でいくと923万円程度になりますけれども、この事業を終えまして、これは町長にお聞きしたいんですが、これからもこういう事業があるかと思います。それで、1000万円に満たなかったということで、私は期待したほど成果が出なかったのかなという風に感じているところでございますけれど、実際、これの事業効果について町長はどのように、評価されているでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ただいまの質問にお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券の消費動向といたしまして、それほど需要があまりなかったということで我々検証しておりますけれど、プレミアム付商品券も使う対象者や使う場所によって、また、それぞれ結果も変わってくるということもまた事実であります。今後、様々なプレミアム付商品券を行うに当たりまして、町内限定にするケースもありますし、又はこういった今回のケースは、例えば、お子さんを抱える

世代の方々が、仁木町でそういう子ども用品を買うことがなかなか難しいので、余市町を対象にした形でやるということも出てきますから、その都度また対象者が変わることによって、このプレミアム付商品券の動向も変わってくるものというふうに我々受け止めておりますので、その辺をきちんと把握しながらですね、今後実施する上でも、分析しながら、有効活用できるような形を整えてまいりたいなと思っているところでございます。

○議長（横関一雄） ４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教） 今後、しっかり取り組んでいきたいということでありますけれども、今回実施するにあたって、どういうＰＲをされているのか。ＰＲ不足ではなかったのかなと、やはり途中の経過でやはりこれはあまり売上・販売、売れ行きが良くないなとか、そう感じた時点でやはりこれはＰＲなりをする必要があるのではないかと思うんですね。

ただ、当初販売して、それで結果を待つというよりは、逐次、途中でチェックしながら、売れていないものであれば、売るような努力をして欲しかったなと思うんですが、その辺どうなんでしょうか、どのような対応をされたのでしょうか。

○議長（横関一雄） 嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫） このＰＲですけれども、町内の、まず事業者さん向けであれば、商工会等を通じながらいろいろ参加者を募るような形でやっています。

また、町のホームページ等でもですね、利用される皆さん方に向けてＰＲしているところであります。

また、広報などにも載せてですね、回覧しているというところでございます。

○議長（横関一雄） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第４号)』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時０７分

再　開　　午前１１時１５分

○議長（横関一雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）

○議長（横関一雄）日程第７、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第２号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号)。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9883万8000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第２号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和２年３月31日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計303万6000円を減額し、補正後の歳入合計額を１億9883万8000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計303万6000円を減額し、補正後の歳出合計額を１億9883万8000円とするものでございます。

下段、３ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源が256万3000円の減、一般財源が47万3000円の減となっております。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．国民健康保険税につきまし

ては収入見込みにより、506万1000円の追加でございます。

６ページをお開き願います。２款．使用料及び手数料、１項．手数料につきましては収入見込みにより１万1000円の減額でございます。

下段、７ページをご覧願います。４款．繰入金、１項．一般会計繰入金につきましては１万8000円の減額、２項．基金繰入金につきましては559万8000円の減額でございます。

８ページをお開き願います。６款．諸収入、１項．延滞加算金及び過料につきましては、収入実績により８万4000円の追加、預金利子につきましては収入がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．雑入につきましては、1000円の減額でございます。４項．受託事業収入につきましては受託実績により255万2000円の減額でございます。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費につきましては、すべて執行残で７万1000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。２項．徴税費につきましては、財源内訳の変更でございます。３項．審議会費につきましては、すべて執行残で３万5000円の減額でございます。

下段、11ページをご覧願います。２款．保健施設費、１項．特定保健診査等事業費につきましては、すべて執行残で255万円の減額でございます。

12ページをお開き願います。公債費につきましては、４万5000円を減額し、廃款とするものでございます。

下段、13ページをご覧願います。４款．諸支出金、１項．償還金及び還付加算金につきましては、26万5000円の減額でございます。１目．一般被保険者保険税還付金につきましては執行残、退職被保険者等保険税還付金、一般被保険者償還金及び退職被保険者等償還金は支出がなかったため、それぞれ全額を減額し廃目としております。

14ページをお開き願います。６款．１項．予備費につきましては、執行残で７万円の減額でございます。下段、15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）』は、承認することに決定しました。

日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第８、承認第３号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第３号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号)。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ710万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億5262万3000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第３号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和２年３月31日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．使用料及び手数料、３款．繰入金、５款．諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計710万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を３億5262万3000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、３款．公債費、４款．予備費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計710万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を３億5262万3000円とするものでございます。

下段、３ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から６款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源で710万3000円の減となっています。

５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．使用料及び手数料、１項．使用料につきましては収入見込みにより304万2000円の追加、２項．手数料につきましても、収入見込みにより51万6000円の追加でございます。

６ページをお開き願います。３款．繰入金、１項．一般会計繰入金につきましては歳入の増及び歳出の減により1065万9000円の減額でございます。

７ページをお開き願います。諸収入、延滞加算金及び過料と預金利子につきましては、収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃款としております。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費につきましては、すべて執行残で682万9000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。３款．１項．公債費につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては、借入れがありませんでしたので、合わせて17万4000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。予備費につきましては、執行がなかったため10万円を減額し廃款としております。15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第３号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第３号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）

○議長（横関一雄）日程第９、承認第４号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第４号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7281万円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第４号、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和２年３月31日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から、５款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計20万円を追加し、補正後の歳入合計額を7281万円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計20万円を追加し、補正後の歳出合計額を7281万円とするものでございます。

下段、３ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から５款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源で20万円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより7万7000円の減額でございます。

６ページをお開き願います。３款．繰入金、１項．一般会計繰入金につきましては30万8000円の追加でございます。後期高齢者医療特別会計事業費の確定に伴う追加、及び決算予定額による減額でございます。下段７ページをご覧願います。５款．諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては、それぞれ収入がありませんでしたので、廃項としております。２項．償還金及び還付加算金につきましては、収入実績により２万7000円の減額でございます。預金利子、雑入は、それぞれ収入がありませんでしたので、廃項としております。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費につきましては執行残で１万3000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。２款．１項．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料徴収額増による28万9000円の追加でございます。

下段、11ページをご覧願います。３款．諸支出金、１項．償還金及び還付加算金につきましては、執行残２万6000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。予備費につきましては、執行がなかったため、５万円を減額し廃款としております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第４号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第４号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号)』は、承認することに決定しました。

日程第10　承認第５号　専決処分事項の承認について
仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第５号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号)。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号)。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和２年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第５号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

令和２年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律などが本年３月31日に公布され、このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じることとなったために、条例制定するものであります。

今回の税制改正では、大きく２点の改正がありました。

１点目は、固定資産税で所有者不明土地などに係る課税上の課題に対応するため、登記名義人などが死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大です。

２点目は、個人住民税で未婚の１人親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しです。

今回の改正のうち、施行期日が本年４月１日からの施行分については、施行日までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであること、更に、直接町民に与える影響が少ないことから、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、３月31日に専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で、主な改正点についてご説明いたします。新旧対照表１ページをお開き願います。なお、地方税法の改正に伴う、条ずれや文言の整備、平成から令和への改元の整備の部分につきましては省略してご説明いたします。右側が改正前（旧）で、左側が改正後（新）となっています。第36条の３の２につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、すべてのひとり親家庭の子どもに対し、公平な税制を実現する観点から、寡婦控除の適用を児童扶養手当受給者に限定しないこととすることから、同手当の受給状況を記載する項目を削除し、これに伴い、扶養親族等申告書を扶養親族申告書に改めるものでございます。第36条の３の３につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の範囲の規定で、先ほどの給与所得者と同様に改め、規定を整備するものでございます。

２ページをお開き願います。第54条につきましては、固定資産税の納税義務者などの規定で、第４項は使用者を所有者とする場合の規定の整備及び文言の整理、新たに第５項を追加し、前項に規定する場合を除き、固定資産の所有者の存在が不明である場合には使用者を所有者とみなす規定の整備でございます。

４ページをお開き願います。下段、第74条の３につきましては、固定資産の現所有者の申告の規定で、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が、死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定の追加でございます。

５ページをお開き願います。第75条につきましては、固定資産に係る不申告に関する過料の規定で、前条の規定による申告をしなかった場合の文言の追加でございます。第96条につきましては、たばこ税の課税免除の規定で、必要な手続を簡素化するための規定の整備でございます。

７ページをお開き願います。附則第８条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で、地方税法の改正に合わせて適用期限を３年間延長し、令和６年度までにするものであります。附則第10条の２につきましては、わが町特例の規定の改正で、地方税法の規定に基づき、本町

における固定資産税の課税標準の割合を定めているものであります。今回の地方税法の改正で新たに追加する条文は左側（新）の第17項及び第25項です。第17項は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、特定水力発電設備、第25項は水防法の規定に基づく浸水被害軽減地区の指定を受けた土地についての、固定資産税の課税標準の特例の規定であります。

13ページをお開き願います。附則第17条の２につきましては、優良住宅地の造成などのために、土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、適用期限を３年間延長し、合わせて改元に伴う整備を行うものでございます。

16ページをお開き願います。附則につきましては、第１条は施行期日を定めたもので、令和２年４月１日から施行するというものでございます。第２条は町民税に関する経過措置を定めたものでございます。第３条は固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

18ページをお開き願います。附則第４条関係による改正は、平成27年条例第17号の仁木町税条例の一部を改正する条例の附則の改正でございます。これ以降につきましては、改正条例の附則の改元に伴う整備でございます。以上で、仁木町税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

日程第11　承認第６号　専決処分事項の承認について

令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第６号『専決処分事項の承認について・令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第６号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年４月９日、仁木町長佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）。令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1608万7000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年４月９日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第６号、令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和２年４月９日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の95万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を36億1608万7000円とするものでございます。

次に、２ページをお開き願います。歳出でございます。２款．総務費、４款．衛生費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計95万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を36億1608万7000円とするものでございます。

次に下段、３ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が95万8000円の増となっております。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。19款．繰入金、１項．基金繰入金につきましては、財源調整のため95万8000円を追加するものでございます。

次に、７ページをお開き願います。歳出でございます。２款．総務費、１項．総務管理費につきましては１万3000円の追加でございます。これは仁木町予約制バスを仁木駅前経由に５月よりルート拡大するための停留所のＪＲ敷地使用料でございます。

８ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費につきましては94万5000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症予防対策として、町内すべての世帯に配布するマスクの購入費などでございます。行政報告の１ページのとおり、子ども用マスクは４月22日に配布済みで、大人用マスクは納入され次第、町民の皆さまにお届けすることとしております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは予算書の８ページの衛生費、消耗品費。これは全町にマスクを配布するという費用でございますけれども、残念ながら昨日のニュースで、政府の説明では緊急事態宣言、これは北海道はちょっと外れたということで、今後とも厳しい状況が北海度は続くのではないかということのようです。それで、また１週間後、新たにまた状況を見て、解除するかしないかについては、政府の方も判断したいという状況でございますけれども、今回、行政報告でありましたように、いろんな取組について職員の皆さん方は鋭意努力されていることは、もうしっかり私たちにも伝わっているところでございます。大変ご苦労様と思っております。それで、今回この専決補正された94万5000円は、町民向け用のマスクの購入費ということでありますけれども、なかなか今現状マスクが手に入らないという状況の中で、非常に有意義な取組であるということにつきましては、評価するところであります。それで、マスクの単価というのは最近も逐一変わるようで、補正された段階では、このマスクの１枚当たりの単価はいくらだったのか、それと購入枚数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今のご質問に対してお答えさせていただきます。

４月９日の専決の段階で、町民の皆さま宛にマスクの購入のための予算を取らせていただきました。当時はかなりマスクの値段というものがですね、上下がかなり幅がございまして、いろいろ協議した結果、購入したときの段階の値段をお伝えさせていただきます。こちらにつきましては、子ども用マスクはその当時は１枚単価が70円となっておりました。大人用マスクにつきましては、専決させていただいた当時の単価は35円となっております。購入させていただきましたマスクの枚数につきましては、子ども用マスクにつきましては、子ども用のマスクを配布した方が望ましいだろうという年齢、保育所に入所しているお子様１歳から小学６年生までの283名のお子さんに対して１人10枚、大人用につきましては、各世帯あたり10枚のマスクを購入ということでございましたので、その当時1650世帯とみなしまして、総枚数を２万枚、購入させていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）内訳についてはわかりました。

もう既に配布されているということで、非常に早い、子どもさんの分については既に、先月の22日に配布されているということで、素早い対応であったということで評価するところでありますけれども、今回のマスクに関しましては、お子さんのいる世帯についてはある程度これは周知されているものと思いますけれども、当然配布されていますから。ただ、それ以外の方についてはですね、あまりこれは周知されていないんですね、わからないんです。それで、私のところにも子ども用のマスクが配布されたようだけれども、大人用はどうなんだろうという問い合わせも二、三あったことは事実です。

それで、私も知り得る情報の中で、世帯１戸当たり10枚配布されるようですよということで、時期的には連休明けぐらいになるのかなということで、その方々には、一応お伝えした経緯はございますけれども、管内の自治体町村の状況によりましても、相当マスクの配布をされているようでありまして、臨時議会なり、あるいはその部分の専決補正なり、臨時議会を開催して、それなりに新聞報道もされまして、情報等の提供は私もそういう部分で、管内の状況を捉えていた状況でございますけれども、この間、仁木町の部分は全く新聞にも載りませんし、町民の方の中には、仁木町は何をやっているんだろうという問い合わせもあることも事実でございます。今後、こういう取組につきましてはですね、せっかくこれ非常に有意義

な取組で、私ども町民にとっても非常にありがたい取組だと思いますので、せっかくの努力が報われないのでは職員の皆さんも、ちょっと気の毒かなというふうに感じます。町長もこの新聞等でいろいろこういう管内の状況については、承知していると思うんですけれども、この分について、情報の提供という部分については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの質問に対してですね、今回のコロナ関係で町からの情報発信、周知という部分で、新聞記事等にも掲載もされずに、なかなか町民がわかりづらいという部分でご指摘ありましたけれども、決して何もしていなかったわけでではなくてですね、先ほどのお話にありましたとおり、子どもたちに対してのマスクという部分では早めにして処置させていただきました。この１か月間の間でマスクの輸送状況というのもまたいろいろと変化がありまして、早く届く地域もあれば、なかなか届かない地域もある。同じような時期に発注したにもかかわらず、そういったばらつきが出てくるというのはやはり単価によって、なかなか来る状況まで変わってくるというのも事実でありまして、そういった部分で大人用のマスクが配れないという状況ではですね、皆さんに今ご心配をおかけしているというふうに我々も捉えているところでございます。ただ、それ以外にもですね、様々な試みをしているところでありますし、今回のコロナの関係で、外国人実習生が入って来られないというような状況の中でも、町は農家の方々に企業を紹介したりとかをしてですね、いろいろマッチングをしたりということもしております。これが町民に伝わっていないという部分ではですね、新聞等に掲載されていないという部分で、皆さんになかなか周知されていないという状況がありますけれども、その部分ではですね、今回、臨時会を開催して、この後、全員協議会というのを開催させていただく予定でありますけれども、その中で今後臨時交付金を活用した様々な内容をですね、皆さまにご提案させていただきまして、そして一括でですね、町民の皆さんにこういった形で仁木町はコロナ関係の支援策を考えているんだということを打ち出してまいりたいというふうに思っておりますので、時期は早い遅いなど、多少誤差がありますけれども、町は決して特段すごく遅く対応しているわけでありませんので、その辺の部分はご理解していただきながら、対応を今後図ってまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第６号『専決処分事項の承認について・令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第６号『専決処分事項の承認について・令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号)』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　０時０１分

再　開　　午後　１時１０分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第12　承認第７号　専決処分事項の承認について

仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号）

○議長（横関一雄）日程第12、承認第７号『専決処分事項の承認について・仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第７号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号)。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年４月10日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号)。仁木町後期高齢者医療に関する条例（平成20年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和２年４月10日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長の方からご説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）承認第７号、仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

最初に、改正の背景でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給については、今般の当該ウイルスの国内の感染拡大の観点から、国が緊急的、特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援がされることとなりました。これを受け、傷病手当金を支給するため、保険者である北海道後期高齢者広域連合において、４月10日付専決処分により条例改正、規則改正及び、規則制定が行われており、当町においても傷病手当金の支給申請を受け付けるため、条例改正が必要となったところでございます。この支給申請は、ウイルス感染者又は疑いのあるものが前提であり、申請があった場合に備え、速やかに改正が必要であることから、地方自治法第179条第１項に規定する専決処分により改正したところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第７号『専決処分事項の承認について・仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第７号『専決処分事項の承認について・仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号）』は、承認することに決定しました。

日程第13　議案第１号

令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第１号『令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第１号でございます。令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）。令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億5344万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6952万9000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第１号、令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款．国庫支出金、19款．繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計３億5344万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を39億6952万9000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。２款．総務費から10款．教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計３億5344万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を39億6952万9000円とするものでございます。

３ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が３億3406万円の増、一般財源が1938万2000円の増となっています。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。15款．国庫支出金、２項．国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金、特別定額給付金の事務費補助金と給付事業費補助金、子育て世帯臨時特別給付金の事務費補助金と給付事業費補助金、合わせて３億3406万円を追加するものでございます。

６ページをお開き願います。19款．繰入金、１項．基金繰入金につきましては、財源調整のため1938万2000円を追加するものでございます。

７ページをお開き願います。歳出でございます。２款．総務費、１項．総務管理費につきましては、３億1422万9000円の追加でございます。４月１日付人事異動に伴う職員人件費の減と、８ページ下段、左側特別定額給付金給付費は目を新設し、給付に係る職員手当などから、10ページの負担金補助及び交付金までの追加でございます。行政報告の３ページにあるとおり、給付金支給申請書は本日15日に郵送し、22日から給付開始を予定しているところでございます。

10ページをお開き願います。２項．町税費につきましては、人事異動に伴う職員人件費84万2000円の減額でございます。

下段、11ページをご覧願います。３項.戸籍住民登録費につきましては315万3000円の減額でございます。人事異動に伴う職員人件費の減額と、12ページ下段、個人番号カード関連事務交付金の追加でございます。

13ページをご覧願います。３款．民生費、１項．社会福祉費につきましては178万9000円の追加でございます。人事異動に伴う職員人件費の増減でございます。

16ページをお開き願います。２項．児童福祉費につきましては406万円の追加でございます。子育て世代臨時特別給付金に係る追加で、行政報告の４ページのとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代への生活支援の取組として、児童手当を受給する世帯に対して児童１人当たり１万円を給付する事業でございます。

下段、17ページをご覧願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費につきましては1582万6000円の追加でございます。人事異動に伴う職員人件費の減、及び新型コロナウイルス感染症予防対策として、全町民に対しマスクを配布する経費の追加、人事異動に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の追加です。

19ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費につきましては、人事異動に伴う職員人件費367万円の追加でございます。

21ページをお開き願います。７款．１項．商工費につきましては1790万2000円の追加でございます。人事異動に伴う職員人件費の追加、及び新型コロナウイルス感染リスク低減に係る観光関連施設、飲食店への休業協力への支援金の追加です。

23ページをお開き願います。９款．１項．消防費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当分費用弁償５万2000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費につきましては、人事異動に伴う職員人件費１万円の追加でございます。５項．保健体育費につきましては、人事異動に伴う職員人件費10万1000円の減額でございます。27ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わり

ます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは予算書の10ページ、２款．総務費、特別定額給付金事業についてお尋ねしたいと思うんですが、この事業につきましては皆さんもご承知のとおり、全国民に一律１人当たり10万円を給付するというものでありますけれども、これをめぐっては、国の方針もいろいろ定まらないで、各自治体ともに準備等にかなりご苦労をされたんではないかなという部分があると思いますけれども、最終的に４月20日の閣議決定を経て、４月30日に本年度予算が補正予算が成立したという経緯でございますけれども、この特別定額給付金につきましては、この申請時期につきましては、各自治体とも多少の温度差があるかと思います。既に４月中に臨時会を終えて、４月30日段階で給付金の申請書の送付を行っている町村もあるわけで、うちの方もスケジュール等を見ますと極端に遅れているわけでもありませんし、逆に早い部分もあるのかなとは思います。しかも行政報告を見ますと、いろいろ住民サービスを考えていまして、高齢者の方や農作業が忙しい繁忙期を迎えるということで、各地区ごとに臨時の窓口を開設するなど、かなりきめの細かい対応をされているということで、これは非常に評価に値すると思います。私はすごくしっかり頑張っているなという、そして、町民の皆さんに一丸となって頑張って給付事業に当たるんだということでの姿勢については、非常に高く評価するところであります。それで、先ほどの部分とも重複する部分がございますけれども、マスクの部分もそうですけれども、これだけせっかく一生懸命頑張ろうということでやっているのがですね、やはりこう町民の皆さんに伝わっていないというのは、非常に私自身こう残念に思うんです。他の町村につきましても、逐一先ほども言いましたように新聞に載るんです。うちのホームページを見るといろいろ情報はわかるんですけれども、やはり、新聞により情報を得るというのが一般的に一番多いと思うんです。ですから、この臨時会をもうちょっと早い段階で開催して、まあこのスケジュールどおりでも良いんですけれども、もうちょっと早い段階に開催できなかったものかと思うのです。それで、そうなると当然、新聞にも載りますので、仁木町もいろいろ頑張っているんだなということを町民の皆さんにも周知できますし、ちょっとこう残念だなという気がしてならないんです。この臨時会をもう少し早い段階でできなかったのか。この分についてちょっと町長の方のお考えを聞きたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まず、この特別定額給付金につきましてはですね、私も管内の様々な状況を情報収集していろいろ情報を得ましたけれども、そこまで大きく誤差はないにしてもですね、それぞれ地域によっては早いところもありますし、今くらいの段階で申請書を発送するというところも、うちも含めてあります。なぜうちが早い段階で皆さんに議会を開催して示さなかったのかという部分も含めてですね、このコロナの関係でですね、何度も皆さんにお集まりいただいて、３密状態を作ってもですね、また今回も全員協議会を開催するなど、度々皆さんお集まりいただくことも避けなければならないということも我々考えておりまして、どうせなら１回で皆さんにご理解をいただいて、済ませた方が良いのではないかという判断の元ですね、今回こういうふうに執り行わせていただきました。

それで、この特別定額給付金についての情報というのはもう既にチラシでもですね、町内全体にですね、皆さんにお知らせを示している部分もありますし、先ほど佐藤議員がおっしゃったように取りこぼしの無

いように世帯情報を記入して各地区に相談窓口を設けるなど、そういった準備等にですね、我々も時間をかけてきめ細かな対応をしていくべきではないかという判断の元、今回このような措置を取らせていただきました。今後、そういった町民にもう少し我々がやっている業務を周知するためにはですね、やはり新聞等で出るのが１番わかりやすいと思うんです。今後そういった部分ではですね、逐一、今日も議会が終わったことも含めて、新聞等にお知らせしてですね、掲載するかしないかわかりませんけれども、そういった分も含めて、迅速な周知に努めてまいりたいなと思っているところでございます。

○議長（横関一雄） ４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教） 多分、その今回こういう３密の状態で、議会を開催するのもちょっと自粛したという部分は、多分そうではないかなというふうに思っていたんですが、実際やっている町村はもう４月28日あるいは、５月11日と２回も開催しているところもあるんですよね。ですから、町長もそういう部分については、職員の皆さんも一所懸命頑張っているわけですから、少しでも情報の伝達という部分では、職員の皆さんの努力が報われるような形で、何とか積極的にそういうものは遠慮なさらないで、臨時会も開催するなり、それは遠慮しないで開催してほしいと思います。

次にですね、12ページの２款．総務費で個人番号カード関連事務交付金、これは今回19万1000円、今回の新型コロナウイルスの関係の予算措置かと思うんですが、この内容についてちょっとご説明願いたいんですが。

○議長（横関一雄） 和田住民課長。

○住民課長（和田秀文） この事業に関しましては、国の方でJ-Lisというところと組んでいまして、そこに対する電子証明書の発行体制を強化するということで、今回の交付金が増えたということで、今回、臨時会の方で増額補正させていただいたものであります。

○議長（横関一雄） ４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教） マイナンバーカードのことでしょうか。

○議長（横関一雄） 和田住民課長

○住民課長（和田秀文） マイナンバーカードに付随するときに、電子証明書を一緒に付随して発行するわけですけれど、その電子証明書の発行の事務の効率化を図るための事務費を増額したというものであります。

○議長（横関一雄） ４番・佐藤議員。４回目になりますのでこれが最後です。

○４番（佐藤秀教） わかりました。

では、今それに関連して、今までこのマイナンバーカード、これは何枚発行されていて、今回この状況に応じて新たに発行された件数とかはわかるんでしょうか。

○議長（横関一雄） 和田住民課長。

○住民課長（和田秀文） 昨年度末、令和２年の３月末で348枚の発行件数がありまして、令和２年４月末には354件のマイナンバーカードの発行がありまして、９件程度が、今のところ毎月増えているような状況ではあります。

○議長（横関一雄） ７番・上村議員。

○７番（上村智恵子） 22ページの休業協力感染リスク低減支援金というのがありますけれども、うちの町はこれ何件分くらい予想しているのかお知らせください。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）この分ですね、私どもの方で商工会ですとか観光協会、そういうところの会員さん、またそれ以外のものも含めてですね、いろいろこのゴールデンウィーク中、また５月中に観光客として入ってくる方が利用するであろう、そういう施設をピックアップして、それで25件ほど私どもの方では押さえております。その中で何件申請してこられるかというところでございます。

○議長（横関一雄）７番・上村議員。

○７番（上村智恵子）町としては、休業要請とかそういうことはしてはいないんですか。商工会とかに入っていないお店とかはないですか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）商工会、観光協会に入っていないところもですね、こちらの方でいろんな方々に聞いてゴールデンウィーク中ですとか５月にお店を開けているですとか、そういうところの情報をいただきながら、それでピックアップして25件程度ということでやっております。

○議長（横関一雄）１番・麿議員。

○１番（麿　直之）22ページ、休業協力感染リスク低減支援金について伺いたいんですけれども、今回、仁木町の方から事業者に対して５月２日から６日まで休業要請をされていたかと思います。その休業要請をするにあたって、支援内容で主に二つ掲げられていたかと思います。一つが北海道の休業要請の申請を行った事業者、あともう一つが北海道の休業要請対象外施設の事業者及び対象であるが、北海道の要請期間（４月25日）から休業を実施していなかった事業者とこの二つがあるかと思います。まず一つ目の北海道の休業要請の申請を行った事業者に関して、法人の場合は北海道から30万円プラス仁木町から10万円、個人の事業者の場合は北海道から20万円プラス仁木町から10万円という形の支援を提示されているかと思います。２番目の休業要請対象外の施設の事業者もしくは、要請期間（４月25日）から休業を実施していなかった事業者に対しては、法人の場合、仁木町から30万円、個人の事業主の場合は仁木町から20万円という形で出ているんですけれども、ここで二つお伺いしたいのが、まず一つ目が、この２番目に当たる、休業要請対象外施設と４月25日から休業を実施していなかった事業者がどれぐらいの件数を見込んでいたのか。先ほどは全体が25件と伺ったんですけれども、その中でもこの対象になるのが何件ぐらいを見込んでいたのかと、あと、この法人の場合は仁木町から30万円、個人事業主の場合は仁木町から20万円という根拠、設定背景を教えてください。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）まず、今のお話があった、道の方では道要請には乗らなくて、仁木町で対象になるという事業者さんなんですけれども、こちらの方は、ほぼ同じというか25日の時点、道の25日の時点で私どもの方で押さえてはおりませんでした。ゴールデンウィークに入る段階で、各町村そうなんですけれども、この緊急事態宣言が出た後も、例えば札幌市あたりから後志管内の方にですね、観光というような形で入ってきて、非常にお客さんが多くなったというような、いろんなお話、ニュース等でも出ていたかと思うんですけれども、そういう事態に仁木町がなっては困るということで、５月２日からのゴールデンウィークの後半だけやるということで押さえたものですから、前半の部分、実際にそこからお休みをいただいていたようなところは、３、４件は承知しているんですけれども、その他の部分に対しては実際に私どもがチラシを持って、その25件ほどにお話に伺ったのが、もう４月30日、５月１日だったんです。で

すからその時点でチェックを入れさせていただいている25件全部が申請に来るかどうかはわからないですけれども、それでいくと、その前段からわかっていたのは３、４件と、それで行った時に、こういうのがあって町がそういうふうに要請をかけてくるなら協力すると言っていただけていたところが、何件かその時点であったというぐらいでございます。もう一つの、20万円、30万円の根拠なんですけれども、道の方の休業要請の時の協力支援金というのが30万円、個人が20万円ということで、４月25日からの分ということで出ておりました。町独自で行なう部分で、それと同じ額ぐらいはやはり出してあげたいということで、法人30万円、個人20万円とそれ以外の実際に札幌市にも同じような状態があって、上限はみんな道の受けていても30万円、受けていなくても30万円のような形で札幌市あたりはやっていたんですけれども、仁木町の場合は、道から受けても更に10万円を上乗せして協力していただこうということで、こういう額を設定させていただきました。以上です。

○議長（横関一雄） １番・麿議員。

○１番（麿　直之） 回答ありがとうございます。

そこでちょっと納得できないところと言いますか、よくわからないところで言うと、そもそも元々北海道からのそういう要請があって、調べている方、もしくはもう十分にニュース等見られている方は十分にわかるような内容にもかかわらず休業されているところもあればされていないところもあって、されているところに関しては、実質町からの助成金というのは10万円で済むものに対して、休業をしていなかったのに休業をすることで町から支出が多くなるというのは、ちょっと納得がしかねるところであるのかなと思っています。例えばこれが、一律全員に10万円ですなのか、もしくはこの５月２日から６日の間の５日間、例えば休業を25日からしていたのが、法人の場合であれば40万円もらえるので、その25日から休業していると12日間になると思うので、12日間を日割りで割ってその５日間に充てて3.3万円ぐらいになると思うんですけれど、それ掛ける５で15万円ぐらいの支給になりますとかだったらわかるんですね。あともう一つは、北海道の休業要請対象外の施設に関しては致し方ないところもあるので、やはりその15万円なりの日割りの計算で出してあげた方がいいのかなと思うんですけれども、それちょっと設定の背景というのが、いわゆるちゃんと休業要請を道のことも理解をしていて、町のことも理解していてやっていたのであれば、町からの支出が少なくて済むのに、やっていなかったから支出が多くなっているというようにちょっと見えるんですけれども、そうなるとちょっと納得しかねるところがあるのかなと思いまして、いかがですか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林　幸治） 今回ですね、ご承知のとおりあくまでも協力金ということでございます。ですから、支援金ではないということを強く国でも道でも言われていまして、それで、法人、個人の区分で一律で出しているということなのです。要するに、１日休んだら幾らという観点ではなくてですね、この期間休んでいただいたことによって、要するに感染拡大、それから医療崩壊を防ぐという視点で協力をしてくださいということでやっていますので、日割りという視点で設定することは好ましくないといいますか、そういった形で設定されてないということなんで、町においてもですね、道の一律の考え方のもとでですね、設定をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（横関一雄） １番・麿議員。

○１番（麿　直之） 最後の質問だと思いますけれど、その点で言うとおそらくこうなることは予想できた

と思うんですけれど、25日ぐらいの段階で、町からの要請というのはしなかったんですか。周知といいますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）うちの町はですね、道の休業要請になっている期間に該当するところが少なかったわけなんですけれども、ただ、この間、例えば新聞でもいろいろと話題になりましたけれども、積丹町を含めて札幌市から相当数の方がこういった期間にも関わらずですね、各観光地に入って来たということで、仁木町にもかなりいらっしゃるということでですね、当初、うちの町にはそんなに影響ないのではないかというふうに思っていたんですけれども、ただ実際に見るとかなりのですね、札幌市からいらっしゃる方が多いということもあってですね、そうなれば、その行き先となるそういった観光拠点なり観光施設についてを閉じていただくということが好ましいのではないかということでですね、この期間、状況を見たうえでですね、設定をしたということでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１号『令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第１号『令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第２号

令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第２号『令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第２号でございます。令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1037万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1750万6000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第２号、令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。４款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1037万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を２億1750万6000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1037万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を２億1750万6000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源が1037万8000円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。４款．繰入金、１項．一般会計繰入金につきましては1037万8000円の追加でございます。人事異動に伴う職員人件費繰入金の追加でございます。

７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費につきましては、人事異動に伴う職員人件費の追加で1037万8000円の追加でございます。９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第２号『令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第２号『令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第３号

令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第３号『令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第３号でございます。令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6870万3000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和２年５月15日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第３号、令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計70万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を6870万3000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計70万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を6870万3000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から５款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が70万7000円の減額となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。３款．繰入金、１項．一般会計繰入金につきましては70万7000円の減額でございます。人事異動に伴う職員人件費繰入金の減でございます。

７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費につきましては、人事異動に伴う職員人件費の減で70万7000円の減額でございます。９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第３号『令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、議案第３号『令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

　暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時５３分

再　開　　午後　１時５４分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

　佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

　令和２年第１回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

　本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決賜り、衷心よりお礼申し上げますともに、通常の議会の運びとは違い、感染予防対策に配慮しての議会運営につきましても合わせて感謝申し上げます。

　さて、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるっている中、日本国内では、４月７日に対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が７都府県に発令され、その９日後の16日に宣言の対象を全国に広げられたことに伴い、北海道でも緊急事態措置が発表され、本町におきましても感染拡大防止のため、小中学校の休校やイベントの中止、公共施設等の休館、そして５月の連休中には施設、飲食店等に対しまして、休業要請をさせていただき、各事業者様や外出自粛に際し、町民の皆様にもご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。今、我々はこれまで経験したことがない日々を過ごし、国からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場を初めとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し見えざる敵との戦いという国難を克服しなければならないと示されており、我々もそのことに倣い、一丸となり取り組んでいるとこでありますが、いまだ出口の見えないトンネルに入っているような実態であるというのが現状であります。こうした事態が長期化することを鑑み、町としても今後の経済対策や、生活支援策を臨時交付金を活用して、引き続き講じてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。結びに、コロナウイルスによる深刻な状況が１日も早く終息することを願いますとともに、今後におきましても町に対しまして、議員各位の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

　したがって、仁木町議会会議規則第６条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

　これで、本日の会議を閉じます。

令和２年第１回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉　会　　午後　１時５７分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和２年第１回仁木町議会臨時会議決結果表

会　期　　令和２年５月１５日～５月１５日（１日間）

（ 開会 ～ 午前１０時３０分 ／ 閉会 ～ 午後１時５７分 ）

議　案 番　号	議　　件　　名	議決年月日	議決結果
承　認 第１号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決４号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第２号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第２号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第３号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第４号	専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第２号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第５号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第１号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第６号	専決処分事項の承認について 令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第１号）	R２．５．15	承認可決
承　認 第７号	専決処分事項の承認について 仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（専決第２号）	R２．５．15	承認可決
議　案 第１号	令和２年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）	R２．５．15	原案可決
議　案 第２号	令和２年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	R２．５．15	原案可決
議　案 第３号	令和２年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	R２．５．15	原案可決